

令和元年 12 月 26 日  
住友ナコ フォークリフト販売株式会社  
住友ナコ フォークリフト株式会社

## 二次代理店における大型特殊自動車の不適切な分解整備作業について

この度、国土交通省からの指示に基づき、住友ナコフォークリフト販売株式会社と販売・サービス契約を結ぶ二次代理店に対して、道路運送車両法に定める「自動車分解整備事業」の認証を受けていない事業場で、同法の対象となる「分解整備作業」の有無の実態調査を行ったところ、不適切な分解整備作業が行われていたことが判明したため、国土交通省にその調査結果を報告し指導を受けました。

お客様をはじめ関係者の皆さまに、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

今後は二次代理店に対し、法令を遵守した分解整備作業の実施を徹底するよう指導し、再発防止に努めてまいります。

### 記

#### 1. 不適切な分解整備作業の内容

道路を走行するために車検を取得したフォークリフトは大型特殊自動車に区分され、道路運送車両法第 78 条に定める分解整備作業を行う場合は、「自動車分解整備事業」の認証を受けている事業場で実施されなければなりません。このたび、二次代理店の一部において、その認証を受けていない事業場で法令に規定する分解整備に該当する作業を行ったものです。

#### 2. 対象台数

合計 3 台に対し認証を受けていない事業場で分解整備に該当する作業を実施していました。

なお、現時点では、本事案に起因する不具合・事故等の発生はしておりません。

なお、これらの車輛は、認証を受けた事業場での安全確認作業を完了しております。

#### 3. 発生原因

認証を受けていない事業場において、道路運送車両法第 49 条で規定されている分解整備作業を行うためには、同法第 78 条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けなければなりません。二次代理店とこの法令に関し情報を共有できておらず、教育、周知の徹底が不十分でした。

#### 4. 今後の対応

不適切な分解整備が実施された二次代理店を含め、全二次代理店に対して、道路運送車両法の順守とともに、認証をうけていない事業場は認証の取得、又は、認証工場への委託の徹底を行うよう指導・監督してまいります。